

3 高校生等奨学給付金について

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。給付を受けるには申請が必要です。）

区分	高校生等奨学給付金																												
対象	次のすべてに該当する高校生等の保護者に対して給付します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯 ○ 保護者、親権者等が鳥取県内に在住 ○ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く）。 																												
支給額等	次の区分により給付します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th><th colspan="2">支給額（年額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護（生業扶助）受給世帯 (通信制在学者も同額)</td><td>国公立</td><td>32,300円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>52,600円</td></tr> <tr> <td colspan="3">生活保護受給世帯以外</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第1子の高校生等がいる世帯</td><td>国公立</td><td>80,800円（平成31年度から 82,700円に変更予定）</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>89,000円（平成31年度から 98,500円に変更予定）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第 2子以降の高校生等がいる世帯</td><td>国公立</td><td>129,700円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>138,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">通信制課程の高校生等がいる世帯</td><td>国公立</td><td>36,500円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>38,100円</td></tr> </tbody> </table>			支給対象者	支給額（年額）		生活保護（生業扶助）受給世帯 (通信制在学者も同額)	国公立	32,300円	私立	52,600円	生活保護受給世帯以外			第1子の高校生等がいる世帯	国公立	80,800円（平成31年度から 82,700円に変更予定）	私立	89,000円（平成31年度から 98,500円に変更予定）	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第 2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	129,700円	私立	138,000円	通信制課程の高校生等がいる世帯	国公立	36,500円	私立	38,100円
支給対象者	支給額（年額）																												
生活保護（生業扶助）受給世帯 (通信制在学者も同額)	国公立	32,300円																											
	私立	52,600円																											
生活保護受給世帯以外																													
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	80,800円（平成31年度から 82,700円に変更予定）																											
	私立	89,000円（平成31年度から 98,500円に変更予定）																											
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第 2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	129,700円																											
	私立	138,000円																											
通信制課程の高校生等がいる世帯	国公立	36,500円																											
	私立	38,100円																											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○申請には、申請書のほか、保護者等の課税証明書等（注）及び高校生本人等の健康保険証の写し又は生活保護（生業扶助）受給証明書が必要です。 <p>（注）道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が確認できるもの（道府県民税・市町村民税税額決定通知、納税通知書、課税証明書等）</p>																												
お問い合わせ先	鳥取県教育委員会事務局育英奨学室（0857-26-7541）																												

この資料に関するお問い合わせは
各制度を担当する機関又は
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

電話：0857-29-7145 フax:0857-26-8176
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>